

不適格建築物の増築に係る基準の緩和について（平成 21 年 9 月 1 日施行）

平成 19 年 5 月 18 日国土交通省告示第 627 号が改正され、また、告示第 566 号により定められている告示第 184 号の耐震診断基準に適合した建築物と同等と認める方法が新たに追加されたことにより、構造規定に係る既存不適格建築物の増築を行う場合の基準が緩和され、平成 21 年 9 月 1 日より施行されました。その概要は以下のとおりです。

1 概要

(1) 告示による基準緩和

構造耐力上の既存不適格建築物への増築を行う場合に、現行告示（平成 17 年 6 月 1 日告示第 566 号（平成 19 年 5 月 18 日改正第 627 号）では、建築基準法第 20 条第 4 号建築物（以下「4 号建築物」という。）を含め、一定の構造計算が必要となっていますが、改正により、4 号建築物のうち木造建築物については建築基準法施行令に規定されている一定の基準に適合することにより、構造計算の必要がなくなりました。

(2) 告示第 184 号の耐震診断基準に適合した建築物と同等と認める方法の追加

構造上分離して増築を行う場合、全ての既存建築物について、昭和 56 年 6 月 1 日当時の耐震関係規定に適合している建築物は構造計算が不要（実態的には耐震改修は不要）となりました。

(3) 適用対象 増築部分の既存部分に対する床面積が 1 / 2 以下が対象

2 具体的な改正内容

増築の形態	区分	現行告示規定		改正告示規定	
構造上一体の増築 （増築部分の既存部分に対する床面積が 1 / 2 以下の場合に限る）	増築部分	現行法の仕様規定に適合		現行法の仕様規定に適合	
	既存部分	現行法の耐久性等関係規定に適合		現行法の耐久性等関係規定に適合	
	建築物全体 （上記区分に加え適用）	4 号建築物のうち木造建築物	構造計算が必要	以下の現行法の基準に適合すれば構造計算は不要 建築基準法施行令第 42 条（土台） 同上第 43 条（柱） 同上第 46 条（耐力壁等）	
		上記以外の建築物	構造計算が必要	構造計算が必要	
構造上分離（EXP.J 等）による増築 （増築部分の既存部分に対する床面積が 1 / 2 以下の場合に限る）	増築部分、既存部分のそれぞれ	4 号建築物のうち木造建築物	増築部分	構造計算が必要 現行法の仕様規定に適合	構造計算が不要 現行法の仕様規定に適合
			既存部分	耐震診断基準に適合 現行法の耐久性等関係規定に適合	
		上記以外の建築物	増築部分	構造計算が必要 現行法の仕様規定に適合	構造計算が必要 現行法の仕様規定に適合
			既存部分	耐震診断基準に適合 現行法の耐久性等関係規定に適合	以下のいずれかの基準に適合 1) 耐震診断基準に適合 2) 昭和 56 年 6 月 1 日当時の耐震関係規定に適合 現行法の耐久性等関係規定に適合

* 詳細は、国土交通省のホームページに掲載されていますので参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_000028.html